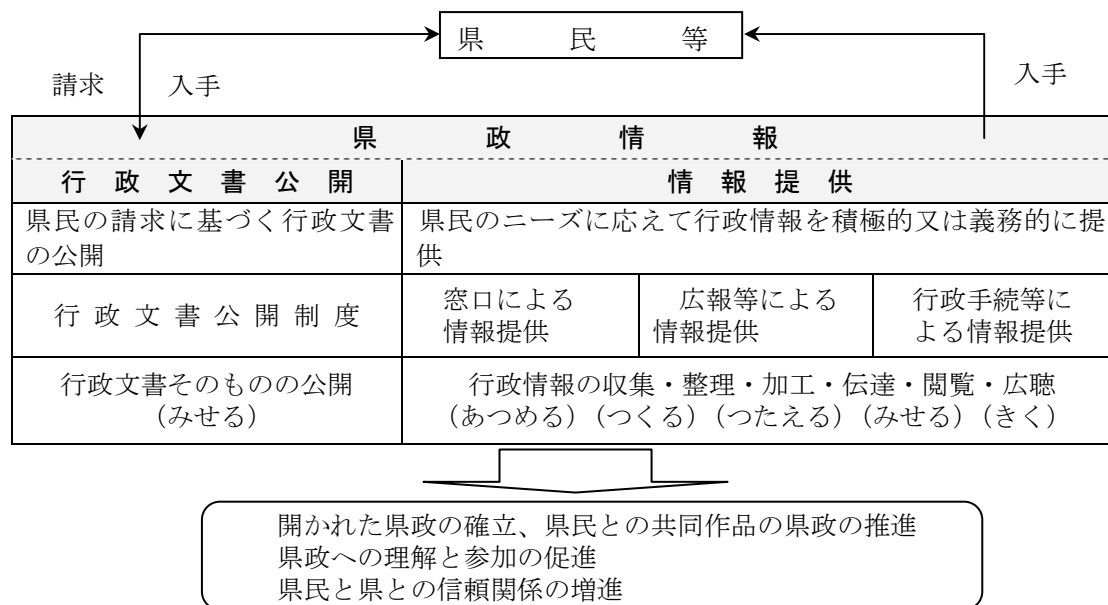


# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



## 2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第 1 条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第 2 条）。

## (2) 公開請求の対象

### ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

### イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての機関（次の14機関）が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

## (3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

## (4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

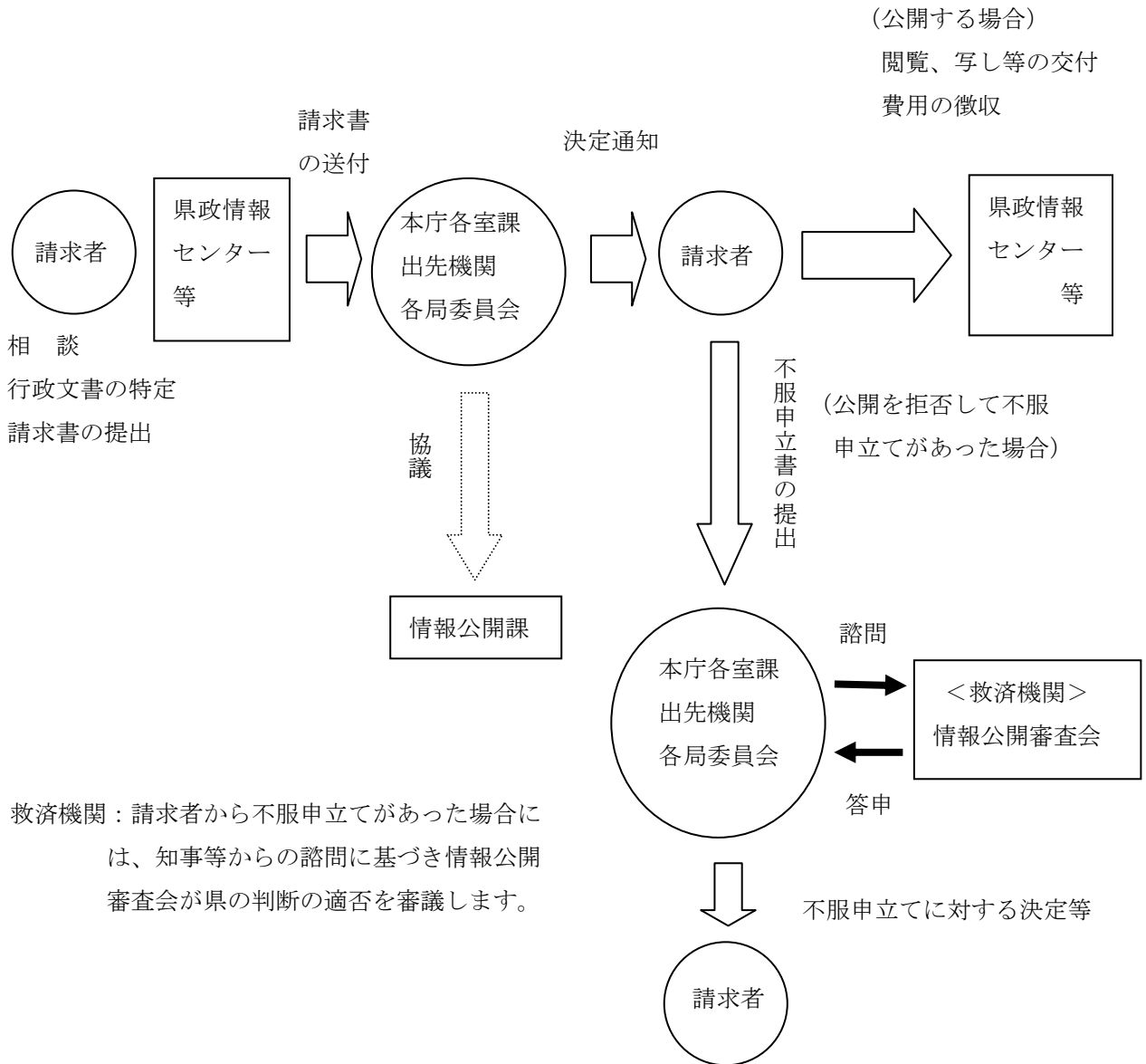
この7項目のいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

## (5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

### 3 情報提供制度の内容

#### (1) 制度の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との情報共有化を一層推進することが必要であります。そのためには情報公開と併せて情報提供の充実を図る必要があることから、平成 20 年度に情報提供機能（県政情報センター）を広報県民課から情報公開課に移管し、情報公開課における情報公開及び情報提供の機能の一体的な運用を可能にし、県民との情報共有の促進を図ることとしました。

#### (2) 県政情報センターと地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として横浜及び川崎に地域県政情報コーナー（広報県民課駐在事務所）を設置したほか、地域県政総合センターに県民への情報提供及び行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として地域県政情報コーナーが設置されています。

#### (3) 県政情報センターの業務

県政情報センターの業務は、「情報提供等の業務」と「県民の声・相談室の業務」があります。

##### ア 情報提供業務

###### (ア) 総合案内窓口

行政案内、庁舎案内、県政への苦情等への対応、簡易開示処理、情報公開請求者への初期対応を行っています。

###### (イ) 行政資料の受入・発送

各室課所作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 13 機関に発送するほか、県と市町村(28 市町村)との行政資料の交流を実施しています。

###### (ウ) パンフレット等の受入・配架・発送

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を月 3 回・36 施設に発送するほか、新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架しています。

###### (エ) 展示コーナーの企画調整

庁舎内のパネル展示板を利用した各部局の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

###### (オ) 航空写真の複製申請の受付

県の所有する県内全域航空写真（昭和 29 年度版～平成 8 年度版 20, 184 枚）の複製申請の受け付けを行っています。

###### (カ) 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の販売を厚生福利振興会及び 7 書店に委託しています。

###### (キ) 行政資料コーナーの運営

行政資料の貸出・返却及び資料の閲覧業務を行っています。

また、情報公表の場として、公開決定情報の提供を行っています。

(ク) インターネット情報端末の管理

行政資料コーナーや各地域県政情報コーナー等計13施設にインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村のホームページの閲覧に供してします。

イ 「県民の声・相談室」の業務

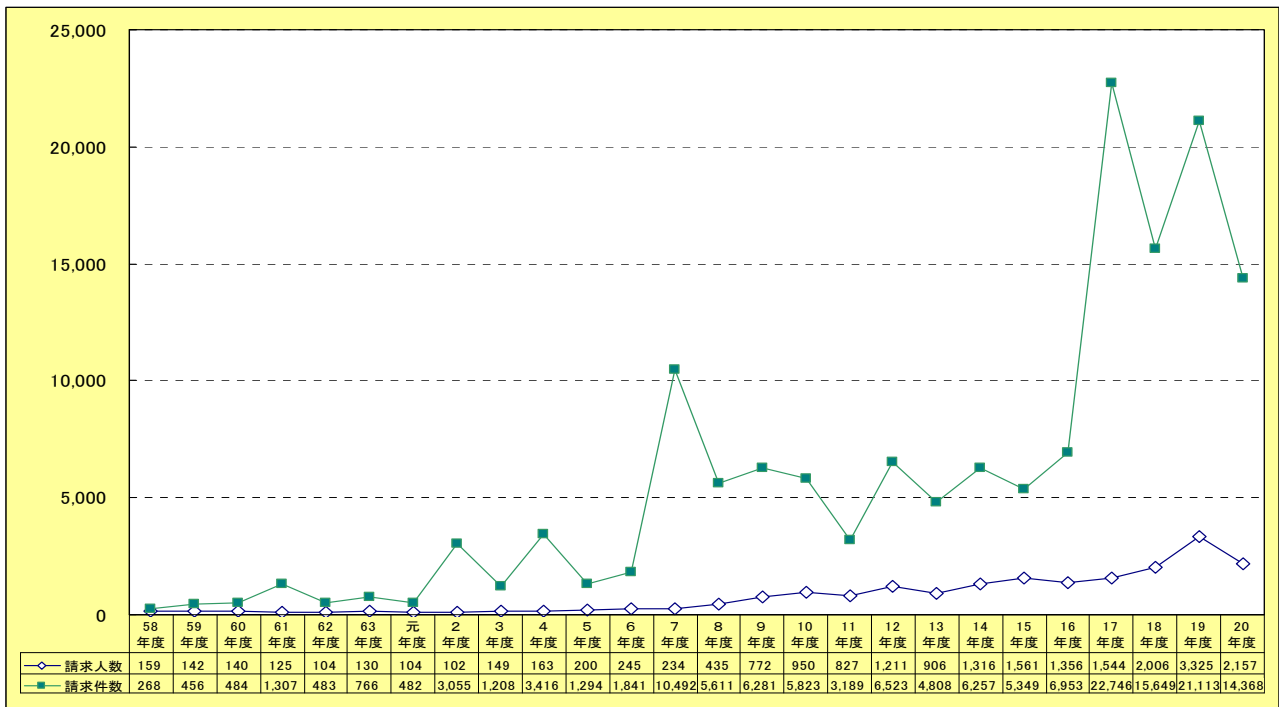
県政への県民参加を積極的に推進することを目的に、「県民の声・相談室」の窓口の一箇所として、情報照会、提案・要望、苦情及び相談を適切に処理し、その意向を県政に反映させることとしています。

## II 運用状況

### 1 概要

平成20年度は、行政文書公開の請求者数（延べ数）が過去2番目に多い2,157人、請求件数（請求対象文書件数）が過去4番目に多い14,368件でした（表-1）。

（表-1）行政文書公開請求の年度別状況



### 2 行政文書公開請求の状況

#### (1) 請求者、請求件数、請求内容

平成20年度の請求者数は2,157人（前年比△1,168人）で、過去最多を記録した昨年度に次ぐ人数となっています。請求件数については14,368件（前年比△6,745件）と、過去4番目に多い件数になりました。請求件数の多い主な行政文書は（表-2）のとおりです。

（表-2）請求件数の多い行政文書（上位10項目）

20年度	19年度
①建築計画概要書(5,051件)	①建築計画概要書(4,398件)
②古物営業関係文書(1,686件)	②政治資金収支報告書等(2,346件)
③政治資金収支報告書等(1,503件)	③死体検案書等(2,229件)
④県知事発注工事の設計書等(746件)	④古物営業関係文書(1,653件)
⑤刑法犯の認知件数等(357件)	⑤特定高校の設計図書(1,315件)
⑥学校法人の財務計算関係文書(261件)	⑥私立学校の定期検査結果資料等(1,273件)
⑦都市計画法に基づく開発行為関係文書(252件)	⑦特定高校に関する文書(928件)
⑧企業庁発注工事の設計書等(189件)	⑧県知事発注工事の設計書等(879件)
⑨執行伺票及び支出命令票等(186件)	⑨選挙の公費負担請求文書(708件)
⑩県議海外出張に係る支出関係書類等(118件)	⑩執行伺票及び支出命令票等(595件)

行政文書公開請求を情報分野別にみると、都市基盤の7,034件、次いで行政一般の2,811件、防災・防犯の2,608件、教育の798件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－4）のとおりです。

（表－3）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

情報分野	58～14	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
人口	1	—	—	—	—	—	—	1
土地・自然	148	—	9	9	12	1	—	179
資源・エネルギー	83	3	12	18	8	—	—	124
保健衛生	5,932	571	851	798	476	571	532	9,731
社会福祉	1,145	76	92	82	228	99	104	1,826
雇用	194	9	9	10	—	—	—	222
消費生活	49	—	1	3	8	10	118	189
教育	8,186	738	966	10,971	1,198	2,005	798	24,862
文化	363	17	16	27	31	33	78	565
防災・防犯	2,472	69	747	2,847	1,953	4,404	2,608	15,100
都市基盤	13,837	956	367	4,411	9,537	6,253	7,034	42,395
交通・運輸	1,652	457	186	98	421	103	—	2,917
環境	4,141	153	233	596	214	201	102	5,640
産業	1,735	37	92	73	64	289	183	2,473
行政一般	24,106	2,263	3,372	2,803	1,499	7,144	2,811	43,998
計	64,044	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	150,222

（単位：件）

（表－4）分野別行政文書公開請求の内容

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
保健衛生	532	医療法人の財務計算関係文書(138)、食品営業許可台帳等(121)、薬局販売業者情報等(82)
社会福祉	104	社会福祉法人関係文書(35)
消費生活	118	消費生活の相談記録(115)
教育	798	学校法人の財務計算関係文書(261)、学校給食に関する文書(82)
文化	78	ボクシングに関する資料(54)
防災・防犯	2,608	古物営業関係文書(1686)、刑法犯の認知件数等(357)
都市基盤	7,034	建築計画概要書(5051)、県知事発注工事の設計書等(746)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(252)、企業庁発注工事の設計書等(189)
環境	102	廃棄物処理関係文書(24)、八都県市首脳会議各部会配布資料等(13)
産業	183	飼育動物診療施設情報等(20)、特定商店街組合に関する文書(16)
行政一般	2,811	政治資金収支報告書等(1503)、国庫支出金の支出関係文書(494)、県議海外出張に係る支出関係書類(118)
合計	14,368	

（単位：件）

実施機関（又は部局）別にみると、県土整備部の7,143件が最も多く、次いで警察本部長の2,612件、選挙管理委員会の1,717件、保健福祉部の627件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

部局名	58～10	H11 改変後部局名	11～16年度	H17 改変後部局名	17～18年度	H19 改変後部局名	19年度	H20 改変後部局名	20年度
								知事室	6
企画部	705	企画部	688	企画部	223	企画部	1,405	政策部	49
総務部	3,272	総務部	1,108	総務部	188	総務部	1,785	総務部	242
		防災局	83	安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	12
県民部	2,695	県民部	1,919	県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	567
環境部	1,681	環境農政部	2,185	環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	124
福祉部	1,562	福祉部	1,111	保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	627
労働部	28	商工労働部	304	商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	77
衛生部	6,749	衛生部	2,813						
農政部	793								
商工部	1,509								
土木部	14,626	県土整備部	4,461	県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	7,143
都市部	2,461								
渉外部	106								
国体局	134								
出納局	167	出納局	28	出納局	9	会計局	3	会計局	1
地区行政センター	917	地区行政センター等	1,066	地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	160
知事部局計	37,405	知事部局計	15,766	知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	9,008
公営企業管理者	697	公営企業管理者	144	公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	200
				病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	12
議会	2,325	議会	923	議会	135	議会	58	議会	213
教育委員会	2,100	教育委員会	10,203	教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	592
人事委員会	33	人事委員会	38	人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	11
監査委員	581	監査委員	225	監査委員	20	監査委員	12	監査委員	2
地方労働委員会	—	労働委員会	14	労働委員会	2	労働委員会	—	労働委員会	—
選挙管理委員会	124	選挙管理委員会	844	選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	1,717
収用委員会	2	収用委員会	40	収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	1
海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	10	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—
内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	12	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—
公安委員会	—	公安委員会	259	公安委員会	23	公安委員会	—	公安委員会	—
警察本部長	—	警察本部長	4,601	警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	2,612
その他計	5,862	その他計	17,313	その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	5,360
合計	43,267	合計	33,079	合計	38,395	合計	21,113	合計	14,368

（単位：件）



(表-6) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
知事室	6	知事等の出張関係書類(3)
政策部	49	法人設立届出書(18)
総務部	242	執行伺票及び支出命令票等(186)
安全防災局	12	入札調書等(6)
県民部	567	学校法人の財務計算関係文書(261)、消費生活の相談記録(115)
環境農政部	124	飼育動物診療施設情報等(20)、八都県市首脳会議各部会配布資料等(13)
保健福祉部	627	医療法人の財務計算関係文書(138)、食品営業許可台帳等(121)、薬局販売業者情報等(82)
商工労働部	77	入校選考問題・解答(24)、特定商店街組合に関する文書(16)
県土整備部	7,143	建築計画概要書(5051)、県知事発注工事の設計書等(651)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(252)
会計局	1	入札調書等(1)
地域県政 総合センター等	160	県知事発注工事の設計書等(95)
知事部局計	9,008	
公営企業管理者	200	企業庁発注工事の設計書等(189)
病院事業管理者	12	医療事務委託契約書(5)
議会	213	県議海外出張に係る支出関係書類等(118)、政務調査費収支報告書(42)
教育委員会	592	学校給食に関する文書(82)、入学式等の国旗掲揚・国歌斉唱に関する文書等(74)、教員採用試験関係文書(73)
人事委員会	11	職員採用試験関係文書(10)
監査委員	2	監査結果関係文書(2)
選挙管理委員会	1,717	政治資金収支報告書等(1503)
収用委員会	1	裁決書関係文書(1)
警察本部長	2,612	古物営業関係文書(1686)、刑法犯の認知件数等(357)
合計	14,368	

(単位：件)

## (2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

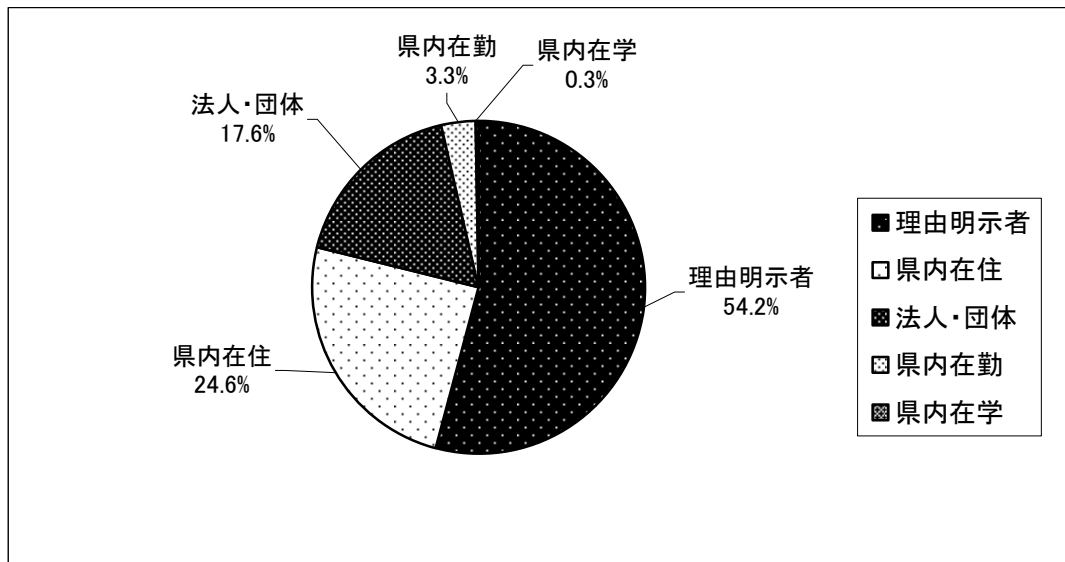
平成20年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「公開を必要とする理由を明示する者」からの請求が最も多く、全体の54.2%を占める7,793件、「県内に住所を有する者」からの請求が3,533件、「県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」からの請求が2,526件となっています(表-7・図)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58～14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
県内在住	51,323	3,011	3,086	3,693	3,587	8,720	3,533
県内在勤	1,880	197	1,180	11,214	1,524	835	479
県内在学	291	1	1	12	2	31	37
法人・団体	9,694	979	1,430	2,505	1,222	4,869	2,526
理由明示者	856	1,161	1,256	5,322	9,314	6,658	7,793
計	64,044	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368

(単位：件)

(図) 行政文書公開請求件数の請求者別割合（平成20年度）



## (3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成20年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は9,407件で、全体の65.5%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは96件、告知を行ったものは42件です（表一八）。

(表一八) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

区 分	58～14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
第三者情報の件数	42,000	1,433	2,862	8,397	11,863	16,575	9,407	92,537
調査件数	5,609	151	96	218	223	1,636	96	8,029
告知件数	7,238	148	63	74	71	1,477	42	9,113

(4) 請求に対する処理の状況

14,368件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、10,414件、一部を公開したものが3,707件、全部を非公開としたものは247件でした(表-9)。

非公開247件のうち、14件は全部非公開によるもの、231件は文書不存在によるもの、2件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は72.5%(平成19年度45.1%)、一部を公開した割合は25.8%(同49.4%)、全部を非公開とした割合は1.7%(同5.5%)となりました。

(表-9) 行政文書公開請求に対する処理状況

年度	処理状況							合計
	公開	一部公開	非公開	小計	不存在	存否	却下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	(415)	(5)	(3)	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	(364)	(5)	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	(785)	(356)	(2)	21,113
20年度	10,414 (72.5%)	3,707 (25.8%)	247 (1.7%)	14,368 (100.0%)	(231)	(2)	—	14,368
計	82,742	61,985	5,495	150,222	2,650	380	44	150,222
構成比	55.1%	41.3%	3.7%	100.0%	—	—	—	

(注) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である

(単位：件)

(5) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成20年度は延べ5,871項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が3,243項で最も多く、非公開情報全体の55.2%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が1,767項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が476項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が358項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の99.5%を占めました。（表-10）

（表-10）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳

非公開情報の類型	58～ 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
1号 個人に関する情報	28,068	2,157	2,301	7,362	3,391	9,692	3,243	56,214
2号 法人等に関する情報	18,744	459	673	1,441	1,125	4,157	1,767	28,366
3号 審議等に関する情報	965	63	36	12	30	19	8	1,133
4号 事務等に関する情報	9,313	574	588	1,832	673	762	476	14,218
5号 任意に提供された情報	7	8	16	12	17	4	14	78
6号 犯罪の予防等に関する情報	1,319	127	553	1,629	515	257	358	4,758
7号 法令等の規定による情報	479	1	69	9	33	362	5	958
（旧条例3号） 国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	—	131
計	59,026	3,389	4,236	12,297	5,784	15,253	5,871	105,856

（単位：項）

(6) 諾否決定に対する不服申立て

平成20年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、12件あり、前年度（187件）と比べて大幅に減少しました。内容は、次ページの（表-12）の諮問第572号から諮問第583号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め180件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が175件、「不服申立人主張一部認容」が5件となっています。

今までの答申525件に係る審議回数は、平均3.9回、諮問から答申までの日数は、平均484.4日となっています。平成20年度に答申があった案件について、平均審議回数は3回であり、また、指名委員による意見聴取の活用や類似案件の一括審議など答申の早期化を図り、諮問から答申までの平均日数は257.9日となっています。

（表-11）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て （諮問）件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
583件	525件	47件	3件	8件	523件

※ 決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

※ 諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。